

議第20号

平成24年度京都市公共下水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成24年度京都市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年間流入下水道量		m ³ 355,121,000	
1日平均流入下水道量		973,000	
主要な建設改良事業		千円	
公共下水道建設事業		16,700,000	
管きょ施設建設事業		8,568,000	幹線、支線、取付管等の布設
ポンプ場施設建設事業		277,000	久世ポンプ場設備等の建設
終末処理施設建設事業		7,855,000	鳥羽、吉祥院、伏見、石田水環境保全センター施設の建設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 公共下水道事業収益	46,890,000千円
第1項 事業収益	46,497,899千円
第2項 事業外収益	392,101千円

支 出

第1款 公共下水道事業費用	43,834,000千円
第1項 事業費用	33,898,932千円
第2項 事業外費用	9,935,068千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額22,217,000千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額400,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額423,000千円、当年度利益剰余金処分別額及び損益勘定留保資金等21,394,000千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 公共下水道事業資本的収入	52,239,218千円
第1項 企 業 債	45,794,000千円
第2項 出 資 金	1,442,692千円
第3項 国 庫 補 助 金	4,783,000千円
第4項 工 事 負 担 金	219,526千円
第2款 水洗便所築造工事資金貸付事業資本的収入	25,782千円
第1項 貸 付 金 回 収 金	13,782千円
第2項 他 会 計 借 入 金	12,000千円
合 計	52,265,000千円

支 出	
第1款 公共下水道事業資本的支出	74,456,218千円
第1項 建 設 改 良 費	17,552,126千円
第2項 企 業 債 償 還 金	56,904,092千円
第2款 水洗便所築造工事資金貸付事業資本的支出	25,782千円
第1項 貸 付 金	19,037千円
第2項 他 会 計 借 入 金 償 還 金	6,745千円
合 計	74,482,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道建設事業	平成25年度から平成27年度まで	千円 12,000,000
施設運転管理等業務	平成25年度から平成29年度まで	5,807,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道建設事業費	千円 10,070,000	発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額 証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	%	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
流域下水道建設分担金	333,000			
資本費平準化債	5,051,000			
借換企業債(補償金免除繰上償還分)	22,387,000			
計	37,841,000		8.0以内	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、25,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における事業費用及び事業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち3,056,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

減債積立金

3,056,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、18,000千円と定める。

平成24年2月24日提出

京都市長 門川大作